

教育職員免許法第6条別表第7による取得
在職年数と修得単位で特別支援学校教諭免許状を取得する場合

(1) 単位の修得時期

基礎となる免許状を取得した後に修得する必要があります。

※基礎となる免許状を取得する前に修得した単位は使用できません。

(2) 単位を修得する大学等

取得する免許状の特別支援教育領域についての認定課程を有する大学や、別表第7で使用可能な科目として開講している認定講習等。

(3) 必要な在職年数

取得する免許状の種類に応じ、基礎となる免許状取得後、下記のとおり3年以上の在職年数が必要です。

取得する免許状	基礎となる免許状	必要な在職年数	
特別支援学校教諭 専修免許状	特別支援学校教諭 一種免許状	特別支援学校の教員（取得しようとする免許状に定められることとなる教育領域を担当する教員に限る。）としての在職年数	3年
特別支援学校教諭 一種免許状	特別支援学校教諭 二種免許状		
特別支援学校教諭 二種免許状	幼稚園、小学校、 中学校、高等学校 教諭免許状	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員としての在職年数	

※教員としての在職年数には、養護教諭又は栄養教諭としての勤務は含みません。

※複数の免許状を有している場合、複数校種での在職年数を合算することができます。

例：小学校及び中学校の普通免許状を所有し、小学校で2年、特別支援学校の中等部で1年の実務経験を有する場合、在職年数3年と取扱います。

※非常勤講師としての勤務期間がある場合、週当たり10時間以上勤務していれば常勤と同様とし週当たりの勤務時間が10時間未満の場合、週10時間を基準として按分して計算します。

例：週当たり5時間で1年勤務 ⇒ $5\text{時間} / 10\text{時間} \times 1\text{年} = 0.5$ 年と換算
 週当たり6時間で4年勤務 ⇒ $6\text{時間} / 10\text{時間} \times 4\text{年} = 2.4$ 年と換算

(4) 最低修得単位数等

取得しようとする免許状の特別支援教育領域に応じて、次頁のとおり修得すること。

■ 最低修得単位数の内訳

特別支援教育に関する科目		左の科目に含めるべき科目	特別支援教育領域	基礎免許状を取得した後の最低修得単位数				
				専修	一種		二種	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		(全領域共通)		1		1	
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者		1	3 (※1)	1	3 (※1)
		教育課程及び指導法に関する科目			1		1	
		心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者		1		1	
		教育課程及び指導法に関する科目			1		1	
		心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者		1		1	
		教育課程及び指導法に関する科目						
		心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由者		1		1	
		教育課程及び指導法に関する科目						
		心理、生理及び病理に関する科目	病弱者		1		1	
		教育課程及び指導法に関する科目						
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(※2)	心理、生理及び病理に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目	重複・LD等と第2欄で取得する領域以外の全ての領域		2		2	
大学院の課程又は大学の専攻科において修得する単位				15				

(※1) 第2欄「特別支援教育領域に関する科目」について

- 取得しようとする免許状に定める特別支援教育領域ごとに、「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の両方を含み、合計3単位以上取得すること。
例：「知的・肢体」の2領域の免許状を取得⇒「知的(2単位)・肢体(1単位)」を修得
「知的・肢体・病弱」の3領域の免許状を取得⇒「知的(1単位)・肢体(1単位)・病弱(1単位)」を修得
- 授与を受けようとする免許状に定める特別支援教育領域について、「中心となる領域」として修得したものに限る。

(※2) 第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」について

- 取得しようとする領域以外の領域(重複・LD等を含む)について、「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の両方を含み、合計2単位以上取得すること。
例：「知的・肢体・病弱」の3領域の免許状を取得⇒「重複・LD等、視覚、聴覚」の事項を含み修得
- 「中心となる領域」または「含む領域」として修得すること。